

# 秋田県公報

規程

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程（昭和六十一年秋田県地方労働委員会規程第一号）の一部を次の如く述べて改正する。

様式第五号から様式第八号まで及び様式第十・印字「電話」や「電話番号」に

この決定に不服がある場合の 救済方	この決定に不服がある場合は、この決定があつ 翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 秋田県労働委員会に異議申立てをすることができる
----------------------	---

ページ

田 次

## 労働委員会規程

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（一）	秋田県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程（一）	秋田県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（一）	秋田県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程（一）	秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（九・企業局総務課）	秋田県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程（十・企業局総務課）
1	2	19	20	37	38

たことを知つた日の  
6条の規定により、  
ます。

この処分に不服がある場合の  
救済方法

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分が翌日から起算して立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しは、秋田県を代表する者から起算して6日から起算して1年
- 3 この処分について起算して6月以内に異議申立てには、異議申立てにあつても、決定の処分の取消しの訴え

秋田県労働委員会規程第一号  
秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め。

平成十七年三月三十一日

秋田県労働委員会会長 阿部譲一

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

の訴えは、この処分があつたことを知つた日60日以内に、秋田県労働委員会に対して異議申立てきます。

ある場合は、この処分があつたことを知つた日60日以内に、秋田県労働委員会に対し異議申立てます。

止認め。

月以内に、秋田県を被告として（訴訟においては、秋田県労働委員会となります。）、提起すただし、その期間内であつても、処分の日の翌を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起

1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴に対する決定があつたことを知つた日の翌日から提起することができます。ただし、その期間内の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

## 附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県労働委員会規程第一号

秋田県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県労働委員会会長 阿部讓二

秋田県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

秋田県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十三年秋田県地方労働委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を「第二十一条第五項、第二十五条第三項、第二十六条の八第二項」に改め、同項第二号中「法定代理人（「遺族又は法定代理人（）」に改め、「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を加え、「の資格」を「である」と）に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改め、「に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改める。

第五条第一項中「第十四条第一項」を「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同条第二項中「第二十四条第二項において準用する条例

第十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に、「第二十六条第二項又は第三項」を「第二十六条の二各項」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十七条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項を同条第四項どし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第二十六条の七第三項の規定により利用停止請求をし

た法定代理人について準用する。この場合において、第一項前段中「第十九条各項」とあるのは、「第二十六条の十各項」と読み替えるものとする。

第六条第一項を削り、同条第一項中「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改

め、同項第一号中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同項第二号中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同項第三号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同項第五号中「が記録された行政文書」を削り、「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2 条例第十九条の二第二項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知书（様式第八号）によるものとする。

3 条例第十九条の三の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第八号の二）によるものとする。

第六条の次に次の二項を加える。

（個人情報開示請求事案移送通知書）

第六条の二 条例第十九条の四第一項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書（様式第八号の三）によるものとする。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第九条第一項中「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「当該決定」を「当該開示決定」に改める。

第十一条第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条の二第一項」に改め、同項各号中「を訂正する」を「について訂正をする」に改め、同条第一項中「第二十六条第三項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同条第三項中「第二十六条第四項において準用する条例第十九条第二項」を「第二十六条の三第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第二十六条の四の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第十五号の二）によるものとする。

第十四条の次に次の四条を加える。

（個人情報訂正請求事案移送通知書）

第十四条の二 条例第二十六条の五第一項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第十五号の三）によるものとする。

（個人情報訂正通知書）

第十四条の三 条例第二十六条の六の規定による通知は、個人情報訂正通知書（様式第十五号の四）によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第十四条の四 条例第二十六条の八第一項の規定による書面の提出は、個人情報利用停止請求書（様式第十五号の五）によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）



共団体 | 独立行政法人等・地方独立行政法人

独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

族又は法定代理人」立「その資格」也「遺族又は法定代理人であること」立なる回数制の供止式のものと見らる。

（四）性狀四點：大，中，小，中等。

個人情報取扱委託  
事務の委託　有無  
(委託の内容:

指定管理者が扱う 個人情報取扱事務	有 無	(事務の内容:
----------------------	--------	---------

（）を

「(委託の内容：)無有(個別情報の業務委託)

Figure 1. A schematic diagram of the experimental setup.

に改める。

卷之三

3項」(後述)、「法定代理人記載欄」法定代理人」及「遺族・法定代理人記載欄」

遺族又は法定代理人」に  
未成年者 成

卷之三

被後見人  
年  
死  
死者  
未成年者

卷之三

成年被後見人　止める「の住所」の次に「(居所)」を記入

卷之三

上記の、回欄式の項に於く「法定代理人」又は「遺

## 様式第8号 個人情報開示決定等期間延長通知書(第6条関係)

(A4判)

## 個人情報開示決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県労働委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容		
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長の理由		
事務担当課	課 電話番号	班
備考		

## 様式第8号の2 個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第6条関係)

(A4判)

## 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県労働委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間 及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで (内容)
残りの個人情報について 開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3 の規定を適用する理由	<p>開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>内容説明 :</p>
事務担当課	課 班 電話番号
備考	

## 様式第8号の3 個人情報開示請求事案移送通知書(第6条の2関係)

(A4判)

## 個人情報開示請求事案移送通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県労働委員会会長

印

年月日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る個人情報の内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所)	課(室)	班(担当)
	電話番号		
移送をした日	年月日		
移送をした理由			
移送をした実施機関の事務担当課	課	班	
	電話番号		

## 秋田県

「 <u>様式様式印印」</u> に「ヒアリありあなた(貴団体)に」 <u>」</u> に記入してください。 )		「法定代理人」	
「 <u>開示請求に係る個人情報に含まれるあなたの(貴団体)に関する情報の内容</u> 」		「法定代理人」	
「 <u>回収件の(戻送)母「住所」の次に「(居所)」</u> や「 <u>開示決定に反対する部分</u> 」 や「 <u>開示請求に係る個人情報に含まれる私(当団体)に関する情報のうち開示に反対する部分</u> 」 <u>」</u> をも。		「 <u>記載欄) 法定代理人」 や「<u>遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人</u>」</u>	
「 <u>19条第1項」の次に「(第2項)」</u> や「 <u>第20条第2項</u> 」 や「 <u>第20条第3項</u> 」 「 <u>記録された</u> 」 <u>」</u> に や「 <u>記録されたあなたの(貴団体)に</u> 」 <u>」</u> をも。 「 <u>懸念照十印印」の次に「(居所)」</u> や「 <u>第2項」の次に「、 第3項」</u> や「 <u>(訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)</u> や「 <u>(開示を受けた日)</u> 年 <u>月</u> 日 <u>」</u> （ <u>訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。</u> ）」 <u>」</u> をも。		「 <u>未成年者</u> 」 <u>」</u> 「 <u>未成年者</u> 」 <u>」</u> 「 <u>成年被後見人</u> 」 <u>」</u>	
「 <u>（訂正を求める箇所及び訂正の内容を具体的に記入してください。）」</u> に記入してください。 )		「 <u>死者</u> 」 <u>」</u> 「 <u>未成年者</u> 」 <u>」</u> 「 <u>成年被後見人</u> 」 <u>」</u>	
「 <u>訂正を求める内容</u> 」		「 <u>住 所</u> 」 <u>」</u> 「 <u>住 所</u> 」 <u>」</u> 「 <u>住 所</u> 」 <u>」</u>	
「 <u>（訂正請求の内容</u> <u>内容及び理由</u> 」		「 <u>その資格</u> 」 や「 <u>遭族又は法定代理人であること</u> 」 <u>」</u> をも。 「 <u>回収件の戻し方のもの</u> 」 <u>」</u> 「 <u>6 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。</u> 」 <u>」</u>	
「 <u>（訂正請求の内容</u> <u>内容及び理由</u> 」		「 <u>懸念照十印印」の次に「(第26条第1項)」</u> や「 <u>第26条の2第1項」の次に「次の」」 や「<u>、次に「」</u>を訂正する」 や「<u>の訂正をする</u>」<u>」</u>をも。 「<u>、同条第2項の規定に基づき</u>」<u>」</u> 「<u>懸念照十印印」の次に「(第26条第1項)」</u> や「<u>第26条の2第1項」の次に「次の」」 や「<u>、次に「」</u>を訂正する」 や「<u>の一部について訂正をする</u>」<u>」</u>をも。 「<u>、同条第2項の規定に基づき</u>」<u>」</u> 「<u>懸念照十印印」の次に「(第26条第1項)」</u> や「<u>第26条の2第2項」の次に「次の」」 や「<u>、次に「」</u>を訂正しない」 や「<u>訂正をしない</u>」<u>」</u> 「<u>、同条第3項の規定に基づき</u>」<u>」</u> 「<u>懸念照十印印」の次に「(第26条第4項)」</u> や「<u>第26条第4項において準用する同条例第19条第2項</u>」 や「<u>第26条</u>」<u>」</u> を具体的に記入してください。 )</u></u></u>	

の第2項」は「訂正するかどうかの決定をする」や「訂正決定等の」は「第26条第1項」や「第26条の3第1項」に於ける回数が次回の凡様に是れ。

## 様式第15号の2 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第14条関係)

(A4判)

## 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県労働委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第26条の3 第1項に規定する期間	年	月	日から
	年	月	日まで
延長後の訂正決定等をする期限	年	月	日
秋田県個人情報保護条例第26条の4 の規定を適用する理由			
事務担当課	課	班	
	電話番号		
備考			

## 様式第15号の3 個人情報訂正請求事案移送通知書(第14条の2関係)

(A4判)

## 個人情報訂正請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県労働委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正請求に係る個人情報の内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所) 電話番号	課(室)	班(担当)
移送をした日	年 月 日		
移送をした理由			
移送をした実施機関の事務担当課	課 電話番号	班	

## 様式第15号の4 個人情報訂正通知書(第14条の3関係)

(A4判)

## 個人情報訂正通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県労働委員会会長

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。

提 供 し た 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
事 務 担 当 課	課 班 電話番号
備 考	

## 様式第15号の5 個人情報利用停止請求書(第14条の4関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止請求書

年 月 日

秋田県労働委員会会長 様

(郵便番号 )

請求者 住 所(居所)

氏 名

( 法人にあっては、その名称及び代表者の  
氏名並びに主たる事務所の所在地 )

電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	(開示を受けた日) 年 月 日		
	(利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)		
利用停止請求の内容及び理由	利用の停止	消去	提供の停止
	(利用停止請求の内容を具体的に記入してください。)		
(利用停止請求の理由)			

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	死者	未成年者	成年被後見人
本人の住所(居所)及び氏名等	氏名		
	住所(居所)	(郵便番号 )	電話番号

注1 ある欄には、該当する項目のにレ印を付してください。

2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。

3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。

4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証 その他( )	旅券	健康保険証 ( )
請求資格の確認	戸籍謄本	その他( )	
事務担当課	課	班	電話番号
備考			

## 様式第15号の6 個人情報利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県労働委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利 用 停 止 の 理 由	
事 务 担 当 課	課 班 電話番号
備 考	

## 様式第15号の7 個人情報部分利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報部分利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県労働委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
部分利用停止とする理由	
事務担当課	課 班 電話番号
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県労働委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

## 様式第15号の8 個人情報非利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報非利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県労働委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課	課 班 電話番号
この処分に不服がある場合の救済方法	<ol style="list-style-type: none"><li>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。</li><li>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県労働委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</li><li>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</li></ol>

## 様式第15号の9 個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県労働委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	課 電話番号
備考	

## 様式第15号の10 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県労働委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年	月	日から
	年	月	日まで
延長後の利用停止決定等をする期限	年	月	日
秋田県個人情報保護条例第26条の12 の規定を適用する理由			
事務担当課	課	班	電話番号
備考			

様式第十九「申出者住所」の次に「（居所）」や「第2項」の次に「  
 第3項」や最後に「是正申出に」や「是正の申出に」、「認める」や「思料する」  
 や「を求める内容」や「の申出の内容」、法定代理人記載欄）法定代理人」

や「遺族・法定代理人記載欄）遺族又は法定代理人」、

法定代理人記載欄）法定代理人」、法定代理人」

未成年者

成年被後見人

死

者  
未成年者

成年被後見人  
立候る、「の住

所」の次に「（居所）」や最後に「

住所  
立候る、（居所）

立候る、回撻

がの次に「法定代理人」や「遺族又は法定代理人」、「その資格」や「遺族又は法定代理人であること」立候る、回撻の次に「も」立候る。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所（居所）及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。  
 様式第十九「是正申出に係る個人情報」や「是正の申出に係る個人情報」、「是正を求められた」や「是正の申出の」、「部課班」や「課班」立候る。

1Jの規定せ、甲戌十七世因四〇、口かの處に付。

顔 検 検 顔 付 1K

秋田県監査委員会が保管する行政文書の公開等に関する規定の一部を改めた規定を  
 次のものとする。  
 甲戌十七世因四〇、

秋田県監査委員会が保管する行政文書の公開等に関する規定の一部を改めた規定を  
 程

秋田県監査委員会が保管する行政文書の公開等に関する規定（留保六十一）は秋田県監査  
 委員会が行なう権限の範囲内に属する。  
 様式第十九「是正の申出に」、「認める」や「思料する」、「を求める内容」や「の申出の内容」、法定代理人記載欄）法定代理人」

や「遺族・法定代理人記載欄）遺族又は法定代理人」、法定代理人」

法定代理人記載欄）法定代理人」、法定代理人」

未成年者

成年被後見人

死

者  
未成年者

成年被後見人  
立候る、「の住

所」の次に「（居所）」や最後に「

住所  
立候る、（居所）

立候る、回撻

がの次に「法定代理人」や「遺族又は法定代理人」、「その資格」や「遺族又は法定代理人であること」立候る、回撻の次に「も」立候る。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所（居所）及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。  
 様式第十九「是正申出に係る個人情報」や「是正の申出に係る個人情報」、「是正を求められた」や「是正の申出の」、「部課班」や「課班」立候る。

1Jの規定せ、甲戌十七世因四〇、口かの處に付。

顔 検 検 顔 付 1K

秋田県監査委員会が保管する行政文書の公開等に関する規定の一部を改めた規定を  
 次のものとする。

秋田県監査委員会が保管する行政文書の公開等に関する規定の一部を改めた規定を  
 程

対する決定があつたことを知つた日の翌日から  
起算することができます。ただし、その期間内  
の翌日から起算して1年を経過したときは、  
を起算することができません。

## 附 則

1)の規程は、平成十七年四月一日から施行する。

## 秋田県監査委員告示第一号

秋田県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次  
のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程  
秋田県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十三年秋田県監査委  
員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を「第二十一条第五項、  
第二十五条第三項、第二十六条の八第二項」に改め、同項第一号中「法定代理人（「  
を「遺族又は法定代理人（）に改め、「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を  
加え、「の資格」を「である」と）に改め、同項第二号中「の資格」を「であるこ  
と」に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改め  
る。

第五条第一項中「第十四条第一項」を「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」  
を「第十九条各項」に改め、同条第一項中「第二十四条第一項において準用する条例  
第十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各  
項」に、「第二十六条第一項又は第三項」を「第二十六条の二各項」に改め、同条第  
三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第一項」を「第二十七条第  
三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項を同条第四項とし、  
同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第二十六条の七第三項の規定により利用停止請求をし  
た法定代理人について準用する。1)の場合において、第一項前段中「第十九条各  
項」とあるのは、「第一十六条の十各項」と読み替えるものとする。

第六条第一項を削り、同条第一項中「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改  
め、同項第一号中「様式第四号」を「様式第二号」に改め、同項第一号中「様式第五  
号」を「様式第四号」に改め、同項第二号中「様式第六号」を「様式第五号」に改  
め、

め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同項第五号中「が記録さ  
れた行政文書」を削り、「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同項を同条第一項  
とし、同条に次の二項を加える。

2 条例第十九条の二第二項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書  
書（様式第八号）によるものとする。

3 条例第十九条の三の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書  
（様式第八号の二）によるものとする。

（個人情報開示請求事案移送通知書）

第六条の一 条例第十九条の四第一項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移  
送通知書（様式第八号の三）によるものとする。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中  
「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第十四条第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条の二第一項」に改め、同項  
各号中「を訂正する」を「について訂正をする」に改め、同条第一項中「第二十六条  
第三項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同条第三項中「第二十六条第四項にお  
いて準用する条例第十九条第一項」を「第二十六条の三第二項」に改め、同条に次の  
一項を加える。

4 条例第二十六条の四の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知  
書（様式第十五号の二）によるものとする。

第十四条の次に次の四条を加える。

（個人情報訂正請求事案移送通知書）

第十四条の二 条例第二十六条の五第一項の規定による通知は、個人情報訂正請求事  
案移送通知書（様式第十五号の三）によるものとする。

（個人情報訂正通知書）

第十四条の三 条例第二十六条の六の規定による通知は、個人情報訂正通知書（様式  
第十五号の四）によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第十四条の四 条例第二十六条の八第一項の規定による書面の提出は、個人情報利用  
停止請求書（様式第十五号の五）によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第十四条の五 条例第二十六条の十第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区  
分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

個人情報の取扱いについて秋田停止をやめの決定をしたとき 個人情報秋田停止決定通知書(様式第十五号の六)

個人情報の一括について秋田停止をやめの決定をしたとき 個人情報一部秋田停止決定通知書(様式第十五号の七)

条例第116条の十第一項の規定による通知 個人情報一部秋田停止決定通知書(様式第十五号の八)によるものとする。

条例第116条の十一第一項の規定による通知 個人情報秋田停止決定等問題延長通知書(様式第十五号の九)によるものとする。

条例第116条の十一の規定による通知 個人情報秋田停止決定等問題特別延長通知書(様式第十五号の十)によるものとする。

とができます。

の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において表する者は、秋田県代表監査委員となります。)、提起できます。ただし、その期間内であっても、処分の日を算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起できません。

について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴え申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から月以内に提起することができます。ただし、その期間内、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、しの訴えを提起できません。

この決定に不服がある場合は、この決まり書(様式第十五号の九)によるものとする。

この決定に不服がある場合は、この決まり書(様式第十五号の九)によるものとする。

様式第十五号の九

他の実施機関	実施機関以外の県の機関	出
国・他の地方公共団体		個

独立行政法人等・地方独立行政法人		
法人その他の団体	個人	( )

定があつたことを知った日の審査法第6条の規定により、ができます。

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

1 この処分の翌日からてをするこ	2 この処分翌日から起
秋田県を代	することが
翌日から起	起すること
3 この処分えは、異議	起算して6
あつても	であつても
処分の取消	

や

個人情報取扱 事務の委託	有 (委託の内容: 無)
指定管理者が扱う 個人情報取扱事務	有 (事務の内容: 無)
個人情報取扱 事務の委託	有 (委託の内容: 無)
年被後見人	立候も。
成年被後見人	立候も、「の住所」の次「(居所)」を記入。 族又は法定代理人」立「その資格」や「遺族又は法定代理人であること」立候も、回牒の次に記入。
住所	立候も、回牒の次に記入。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、「死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。」

様式標印印押す。

様式標印印押す。  
「回牒の次に記入する「法定代理人」や「遺族又は法定代理人」立「その資格」や「遺族又は法定代理人であること」立候も、回牒の次に記入。

4.

この通知があった日から90日を経過した日以後は、開示を受けることができません。

様式標印印押す。

様式標印印押す。  
「、同条第3項の規定に基づき、回牒の次に記入する「法定代理人」や「遺族又は法定代理人」としての資格」や「遺族又は法定代理人であること」立候も、回牒の次に記入。

5.

この通知があった日から90日を経過した日以後は、開示を受けることができません。

様式標印印押す。

様式標印印押す。  
「、同条第3項の規定に基づき、回牒の次に記入する「法定代理人」や「遺族又は法定代理人」としての資格」や「遺族又は法定代理人であること」立候も、回牒の次に記入。

様式標印印押す。  
「、同条第3項の規定に基づき、回牒の次に記入する「法定代理人」や「遺族又は法定代理人」としての資格」や「遺族又は法定代理人であること」立候も、回牒の次に記入。

未成年者

成年者

死者

未成年者

立候も、「の住所」の次「(居所)」を記入。

族又は法定代理人」立「その資格」や「遺族又は法定代理人であること」立候も、回牒の次に記入。

## 様式第8号 個人情報開示決定等期間延長通知書(第6条関係)

(A4判)

## 個人情報開示決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県監査委員

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長の理由			
事務担当課	監査委員事務局 課 電話番号		
備考			

## 様式第8号の2 個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第6条関係)

(A4判)

## 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県監査委員

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間 及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで (内容)
残りの個人情報について 開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3 の規定を適用する理由	<p>開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>内容説明 :</p>
事務担当課	監査委員事務局 課 班 電話番号
備考	

## 様式第8号の3 個人情報開示請求事案移送通知書(第6条の2関係)

(A4判)

## 個人情報開示請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県監査委員

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る個人情報の内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所) 電話番号	課(室)	班(担当)
移送をした日	年 月 日		
移送をした理由			
移送をした実施機関の事務担当課	監査委員事務局 電話番号	課	班

「 懸念票大即母「ヒオリ」に」 や「ヒオリあなた(貴団体)に」		「 法定代理人 )	
「 開示請求に係る個人情報に含まれるあなた(貴団体)に関する情報の内容 」		「 開示請求に係る個人情報に含まれるあなたの(貴団体)に関する情報の内容 」	
「 懸念票大即母「ヒオリ」に」 や「ヒオリ開示決定に反対する部分」 や「開示請求に係る個人情報に含まれる私(当団体)に関する情報のうち開示に反対する部分」		「 懸念票大即母「ヒオリ」に」 や「ヒオリあなた(貴団体)に」 「 第19条第1項」 の大即母「(第2項)」 や「ヒオリ「第20条第2項」 や「第20条第3項」	
「 記録された」 や「記録されたあなた(貴団体)に」		「 記録された」 や「記録されたあなた(貴団体)に」 「 第19条第1項」 の大即母「(第2項)」 や「ヒオリ「第20条第2項」 や「第20条第3項」	
「 訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。」 や「(開示を受けた日) 年 月 日		「 訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。」 や「(訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)」	
「 訂正を求める箇所及び訂正の内容を具体的に記入してください。」 や「訂正を求める内容 」		「 未成年者 未成年者 成年被後見人 」	
「 訂正請求の内容 」		「 死者 未成年者 成年被後見人 」	
「 住 所 (居所) 」		「 住 所 や 」	
「 その資格」 や「遺族又は法定代理人であること」		「 未成年者 回懸念票の持立のものと見なす 」	
「 6 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。」		「 未成年者 回懸念票の持立のものと見なす 」	
「 に記入してください。」		「 未成年者 回懸念票の持立のものと見なす 」	
「 訂正請求の内容 」		「 未成年者 回懸念票の持立のものと見なす 」	
「 内容及び理由 」		「 未成年者 回懸念票の持立のものと見なす 」	
「 未成年者 回懸念票の持立のものと見なす 」		「 未成年者 回懸念票の持立のものと見なす 」	
「 懸念票大即母「ヒオリ」第26条第1項」 や「第26条の2第1項」		「 次の」 や「、次」 や「ヒオリ」	
「 懸念票大即母「ヒオリ」第26条第1項」 や「第26条の2第1項」		「 次の」 や「、次」 や「ヒオリ」	
「 懸念票大即母「ヒオリ」第26条第1項」 や「第26条の2第2項」		「 次の」 や「、次」 や「ヒオリ」	
「 懸念票大即母「ヒオリ」第26条第4項」 や「第26条第4項」		「 次の」 や「、次」 や「ヒオリ」	

の3第2項」上、「訂正するかどうかの決定をする」や「訂正決定等の」上、「第26条第1項」や「第26条の3第1項」上迄の、回数状の次回次の凡様に是れ。

## 様式第15号の2 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第14条関係)

(A4判)

## 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県監査委員

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第26条の3 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の訂正決定等をする期限	年 月 日		
秋田県個人情報保護条例第26条の4 の規定を適用する理由			
事務担当課	監査委員事務局	課	班
	電話番号		
備考			

## 様式第15号の3 個人情報訂正請求事案移送通知書(第14条の2関係)

(A4判)

## 個人情報訂正請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県監査委員

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正請求に係る個人情報の内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所)	課(室)	班(担当)
電話番号			
移送をした日	年 月 日		
移送をした理由			
移送をした実施機関の事務担当課	監査委員事務局	課	班
	電話番号		

## 様式第15号の4 個人情報訂正通知書(第14条の3関係)

(A4判)

## 個人情報訂正通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県監査委員

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。

提 供 し た 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
事 务 担 当 課	監査委員事務局 電話番号
備 考	

## 様式第15号の5 個人情報利用停止請求書(第14条の4関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止請求書

年月日

秋田県監査委員

様

(郵便番号)

請求者 住所(居所)

氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の  
氏名並びに主たる事務所の所在地)

電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	(開示を受けた日) 年月日		
	(利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)		
利用停止請求の内容及び理由	利用の停止	消去	提供の停止
	(利用停止請求の内容を具体的に記入してください。)		
(利用停止請求の理由)			

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	死者	未成年者	成年被後見人
	氏名		
本人の住所(居所)及び氏名等	(郵便番号)		
	住所(居所)	電話番号	

注1 のある欄には、該当する項目のにレ印を付してください。

2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。

3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。

4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証 その他( )	旅券	健康保険証 ( )
請求資格の確認	戸籍謄本	その他( )	
事務担当課	監査委員事務局	課	班
備考			

## 様式第15号の6 個人情報利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県監査委員

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
利 用 停 止 の 内 容			
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日		
利 用 停 止 の 理 由			
事 务 担 当 課	監査委員事務局 電話番号	課	班
備 考			

## 様式第15号の7 個人情報部分利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報部分利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

監査委員事務局

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
利用停止の内容			
利用停止年月日	年 月 日		
部分利用停止とする理由			
事務担当課	監査委員事務局 電話番号	課	班
この処分に不服がある場合の救済方法	1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県監査委員に対して異議申立てをすることができます。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県代表監査委員となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。		

## 様式第15号の8 個人情報非利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報非利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

監査委員事務局

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
利用停止をしない理由			
事務担当課	監査委員事務局	課	班
この処分に不服がある場合の救済方法	電話番号 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県監査委員に対して異議申立てをすることができます。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県代表監査委員となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。		

## 様式第15号の9 個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県監査委員

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長の理由			
事務担当課	監査委員事務局 課 電話番号		
備考			

## 様式第15号の10 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県監査委員

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の利用停止決定等をする期限	年 月 日		
秋田県個人情報保護条例第26条の12 の規定を適用する理由			
事務担当課	監査委員事務局	課	班
	電話番号		
備考			

様式紙へ記入「申出者 住所」の次に「(居所)」や「第2項」の次に「、  
第3項」や最後に「是正申出に」や「是正の申出に」に「認める」や「思料する」  
上「求められる内容」や「の申出の内容」に「法定代理人記載欄」 法定代理人」

秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程（昭和六十二年秋田県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

他「遺族・法定代理人記載欄」 遺族又は法定代理人

未成年者  
成年被後見人  
死因

100

「お母さん、『の住』未成年者

۷

所」の次に「居所」を加えます。

式の姓又は「法定代理人」又は「遺族又は法定代理人」として「その資格」又は「遺族又は法定代理人であること」としての回数の姓又はものと見なす。

「是正申出に係る個人情報」や「是正の申出に係る個人情報」止  
「是正を求められた」や「是正の申出」止認めぬ。

附  
則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

公營企業管理規程

秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年二月三十日

秋田県公営企業管理者  
根津谷 禮 蔵

# 秋田県公営企業管理規程第九号 秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

ある場合は、この処分があつたことを知つた日60日以内に、秋田県公営企業管理者に対して異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日月以内に、秋田県を被告として（訴訟においては、秋田県公営企業管理者となります。）、提起す。ただし、その期間内であつても、処分の日1年を経過したときは、処分の取消しの訴えをさせん。


対する決定があつたことを知つた日の翌日から提起することができます。ただし、その期間内の翌日から起算して1年を経過したときは、を提起することができません。

## 附 則

1)の規程は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第十号

秋田県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成十三年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を「第二十一条第五項、第二十五条第三項、第二十六条の八第二項」に改め、同項第一号中「法定代理人(「遺族又は法定代理人(「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を加え、「の資格」を「であること」に改め、同項第三号中「の資格」を「であること」に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改めると」に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改める。

第五条第一項中「第十四条第一項」を「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同条第一項中「第二十四条第二項において準用する条例第十四条第一項」を「第二十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に、「第二十六条第一項又は第三項」を「第二十六条の二各項」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第一項」を「第二十七条第二項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第二十六条の七第三項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第一項前段中「第十九条各項」とあるのは、「第二十六条の十各項」と読み替えるものとする。

第六条第一項を削り、同条第一項中「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項第一号中「様式第四号」を「様式第二号」に改め、同項第一号中「様式第五

号」を「様式第四号」に改め、同項第二号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同項第五号中「が記録された行政文書」を削り、「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2 条例第十九条の二第一項の規定による通知は、個人情報開示請求等期間特例延長通知書(様式第八号)によるものとする。

3 条例第十九条の三の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第八号の二)によるものとする。

第六条の二条例第十九条の四第一項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書(様式第八号の三)によるものとする。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第九条第一項中「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「当該決定」を「当該開示決定」に改める。

第十四条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十六条の二第一項」に改め、同項各号中「を訂正する」を「について訂正をする」に改め、同条第二項中「第二十六条第三項」を「第二十六条の二第一項」に改め、同条第三項中「第二十六条第四項において準用する条例第十九条第二項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第二十六条の四の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第十五号の二)によるものとする。

第十四条の次に次の四条を加える。

(個人情報訂正請求事案移送通知書)

第十四条の二条例第二十六条の五第一項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第十五号の三)によるものとする。

(個人情報訂正通知書)

第十四条の三条例第二十六条の六の規定による通知は、個人情報訂正通知書(様式第十五号の四)によるものとする。

(個人情報利用停止請求書)

第十四条の四条例第二十六条の八第一項の規定による書面の提出は、個人情報利用停止請求書(様式第十五号の五)によるものとする。

(個人情報利用停止請求書等)

第十四条の五条例第二十六条の十第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区

分に応じ、前記如即ち付るの規定欄に記載のとおり。

一 個人情報の取扱いについて秋田市立をもつた個人情報秋田市停止決定通知書(様式第十五号の六)。

二 個人情報の取扱いについて秋田市立をもつた個人情報秋田市停止決定通知書(様式第十五号の七)。

用停止決定通知書(様式第十五号の七)

条例第116条の第一項の規定による通知は、個人情報非秋田市停止決定通知書

(様式第十五号の八)によるものとする。

3 条例第116条の第一項の規定による通知は、個人情報秋田市停止決定通知書

延長通知書(様式第十五号の九)によるものとする。

4 条例第116条の第一項の規定による通知は、個人情報非秋田市停止決定通知書

延長通知書(様式第十五号の十)によるものとする。

することができます。

の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において表する者は、秋田県公営企業管理者となります。)、提起できます。ただし、その期間内であっても、処分の日起算して1年を経過したときは、上記のとおり。

について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から月以内に提起することができます。ただし、その期間内、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、しの訴えを提起できません。

この決定に不服がある場合は、この決  
議申立てを翌日から起算して60日以内に、行政不服  
申立てを秋田県公営企業管理者に異議申立てをすること

様式第十五号の

他の実施機関 実施機関以外の県の機関  
国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

同一実施機関内  
実施機関以外の県の機関

他の実施機関  
国・他の地方公共団体  
法人その他の団体 個人 ( )

定があつたことを知った日の審査法第6条の規定により、ができます。

ゆ

この処分に不服がある場合の法

救 清 方 法

この処分から起算すること

の翌日から

提起すること

3 この処分

えは、異議

起算して6

であつても  
処分の取消

共団体 様

同一実施機関内  
実施機関以外の県の機関  
独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日起算して60日以内に、秋田県公営企業管理者に対して異

謹

公 告

個人情報取扱 事務の委託	有 (委託の内容: 無)
指定管理者が扱う 個人情報取扱事務	有 (事務の内容: 無)
個人情報取扱 事務の委託	有 (委託の内容: 無)

5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

謹  
申  
告  
書

「回謹申の件に付する「法定代理人」又は「遺族又は法定代理人」等の資格」をもつて回謹申の件に付する「法定代理人」又は「遺族又は法定代理人」であることを証明するためのものと見なす。

4 この通知があった日から90日を経過した日以後は、開示を受けることができません。

謹  
申  
告  
書謹  
申  
告  
書

「第19条第1項」又は「第19条第2項」の「次の」とおり、「次の」とおり個人情報の一部を、「次の」と、「同条第3項の規定に基づき」をもつて回謹申の件に付する「法定代理人」又は「遺族又は法定代理人」又は「その資格」をもつて回謹申の件に付する「法定代理人」であること」をもつて回謹申の件に付する「法定代理人」であることを証明するためのものと見なす。

5 この通知があった日から90日を経過した日以後は、開示を受けることができません。

謹  
申  
告  
書

「第19条第1項」又は「第19条第3項」の「次の」とおり、「次の」と、「次の」と、「同条第3項の規定に基づき」をもつて回謹申の件に付する「法定代理人」又は「同条第3項の規定に基づき」をもつて回謹申の件に付する「法定代理人」又は「法定代理人」又は「法定代理人」であることを証明するためのものと見なす。

「第19条第1項」又は「第19条第3項」の「次の」と、「次の」と、「法定代理人」又は「法定代理人」又は「法定代理人」であることを証明するためのものと見なす。

未成年者

未成年者
------

未成年者
------

未成年者

未成年者

未成年者

未成年者

未成年者

未成年者

未成年者

未成年者

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

族又は法定代理人」又は「その資格」をもつて回謹申の件に付する「法定代理人」又は「遺族又は法定代理人」であることを証明するためのものと見なす。

## 様式第8号 個人情報開示決定等期間延長通知書(第6条関係)

(A4判)

## 個人情報開示決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容		
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長の理由		
事務担当課所	課(所)	班
	電話番号	
備考		

## 様式第8号の2 個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第6条関係)

(A4判)

## 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間 及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで (内容)
残りの個人情報について 開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3 の規定を適用する理由	<p>開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>内容説明 :</p>
事務担当課所	課(所) 班 電話番号
備考	

## 様式第8号の3 個人情報開示請求事案移送通知書(第6条の2関係)

(A4判)

## 個人情報開示請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る個人情報の内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所) 電話番号	課(室)	班(担当)
移送をした日	年 月 日		
移送をした理由			
移送をした実施機関の事務担当課所	課(所) 電話番号	班	

## 秋田県

「 懸念様大仰母「ヒオリ」に」 や「ヒオリあなた(貴団体)に」 」		「 法定代理人 )	
「 開示請求に係る個人情報に含まれるあなたの(貴団体)に関する情報の内容 」		「 開示請求に係る個人情報に含まれるあなたの(貴団体)に関する情報の内容 」	
「 懸念様の(懸念)母「住所」の次回「(居所)」 や是れ「開示決定に反対する部分」 や「開示請求に係る個人情報に含まれる私(当団体)に関する情報のうち開示に反対する部分」 」をもとめ。 」		「 記載欄 ) 法定代理人」 や「遺族・法定代理人記載欄 ) 遺族又は法定代理人」	
「 懸念様十仰母「の次回」に」 や「あなた(貴団体)に」 」をもとめ。 「 第19条第1項」の次回「(第2項)」 や是れ「第20条第2項」 や「第20条第3項」 」		「 未成年者 」	
「 懸念様十仰母「の次回」に」 や「記録されたあなた(貴団体)に」 」をもとめ。 「 記録された」		「 成年被後見人 」	
「 懸念様十仰母「(第2項)」の次回「(居所)」 や「第2項」の次回「、第3項」 や是れ「(開示を受けた日) 年 月 日」		「 死者 未成年者 成年被後見人 」	
「 懸念様十仰母「請求者住所」の次回「(居所)」 や「(訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)」 や「(開示を受けた日) 年 月 日」		「 住 所 」	
「 懸念様十仰母「(訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)」 や「(訂正請求に係る個人情報を特定できるよう具体的に記入してください。)」		「 住 所 」	
「 訂正を求める箇所及び訂正の内容を具体的に記入してください。」		「 住 所 」	
「 訂正を求める内容 」		「 住 所 」	
「 訂正請求の内容 」		「 住 所 」	
「 訂正請求の理由 」		「 住 所 」	

「 その資格」 や「遺族又は法定代理人であること」 」をもとめ。 懸念様の次回のものもとめ。 6 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

懸念様十仰母「第26条第1項」 や「第26条の2第1項」 」、「次の」 や「、次の」 」を訂正する」 や「の訂正をする」 」をもとめ、「、同条第2項の規定に基づき」 や是れ。 懸念様十仰母「第26条第1項」 や「第26条の2第1項」 」、「次の」 や「、次の」 」を訂正する」 や「の一部について訂正をする」 」をもとめ、「、同条第2項の規定に基づき」 や是れ。 懸念様十仰母「第26条第1項」 や「第26条の2第2項」 」、「次の」 や「、次の」 」を訂正しない」 や「訂正しない」 」をもとめ、「個人情報を」 や「個人情報の」 」、「訂正しない」 や「訂正しない」 」をもとめ、「、同条第3項の規定に基づき」 や是れ。 懸念様十仰母「第26条第4項において準用する同条例第19条第2項」 や「第26条を具体的に記入してください。」

の3第2項」上、「訂正するかどうかの決定をする」や「訂正決定等の」上、「第26条第1項」や「第26条の3第1項」上なる、回数付の次回次の丸数字を是べ。

## 様式第15号の2 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第14条関係)

(A4判)

## 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第26条の3 第1項に規定する期間	年	月	日から 年 月 日まで
延長後の訂正決定等をする期限	年	月	日
秋田県個人情報保護条例第26条の4 の規定を適用する理由			
事務担当課所	課(所) 班 電話番号		
備考			

## 様式第15号の3 個人情報訂正請求事案移送通知書(第14条の2関係)

(A4判)

## 個人情報訂正請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正請求に係る個人情報の内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所) 電話番号	課(室)	班(担当)
移送をした日	年 月 日		
移送をした理由			
移送をした実施機関の事務担当課所	課(所) 電話番号	班	

## 様式第15号の4 個人情報訂正通知書(第14条の3関係)

(A4判)

## 個人情報訂正通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。

提 供 し た 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
事 务 担 当 課 所	課(所) 班 電話番号
備 考	

## 様式第15号の5 個人情報利用停止請求書(第14条の4関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止請求書

年 月 日

秋田県公営企業管理者 様

(郵便番号 )

請求者 住 所(居所)

氏 名

( 法人にあっては、その名称及び代表者の  
氏名並びに主たる事務所の所在地 )

電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	(開示を受けた日) 年 月 日		
	(利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)		
利用停止請求の内容及び理由	利用の停止	消去	提供の停止
	(利用停止請求の内容を具体的に記入してください。)		
(利用停止請求の理由)			

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	死者	未成年者	成年被後見人
	氏名		
本人の住所(居所)及び氏名等	(郵便番号 )		
	住所(居所)	電話番号	

注1 のある欄には、該当する項目のにレ印を付してください。

2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。

3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。

4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証 その他( )	旅券	健康保険証 ( )
請求資格の確認	戸籍謄本	その他( )	
事務担当課所	課(所)	班	電話番号
備考			

## 様式第15号の6 個人情報利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利 用 停 止 の 理 由	
事 务 担 当 課 所	課(所) 班 電話番号
備 考	

## 様式第15号の7 個人情報部分利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報部分利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
部分利用停止とする理由	
事務担当課所	課(所) 班 電話番号
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公営企業管理者となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

## 様式第15号の8 個人情報非利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報非利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容		
利用停止をしない 理由		
事務担当課所	課(所)	班
この処分に不服がある場合の救済方法		電話番号
1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公営企業管理者となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。		

## 様式第15号の9 個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容		
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長の理由		
事務担当課所	課(所) 班 電話番号	
備考		

## 様式第15号の10 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の利用停止決定等をする期限	年 月 日		
秋田県個人情報保護条例第26条の12 の規定を適用する理由			
事務担当課所	課(所)	班	
	電話番号		
備考			

謹啓  
申出者 住所 の次に「(居所)」や「第2項」の次に「  
第3項」や最後に「是正申出に」や「是正の申出に」に「認める」や「思料する」  
を求める内容や「の申出の内容」に「法定代理人記載欄」法定代理人  
や「遺族・法定代理人記載欄」 遺族又は法定代理人」に「  
」

未成年者

成年被後見人

死

者 未成年者

成年被後見人

の住

所」の次に「(居所)」や最後に「  
」

住 所

の住

(居所)

の住

(居所)

がの次に「法定代理人」や「遺族又は法定代理人」に「その資格」や「遺族又は  
法定代理人であること」に沿うて記入する。ただし、死亡した場合は、死亡  
5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡  
時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要で  
す。

謹啓  
是正申出に係る個人情報や「是正の申出に係る個人情報」に  
「是正を求められた」や「是正の申出の」に沿う。

監 督

の規定は、平成十七年四月一日から施行される。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一號  
一月三千六百七十五円（税込）

印刷所  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(0186)87-6678  
FAX(0186)87-6678  
E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp